

2023年5月12日
弁護士・弁理士 中野浩和
(WEB版)

実子誘拐国といわれなかったための提言

問題の所在：ハーグ条約適用の無い国内連れ去りを主として、日本は「実子誘拐」(parental child abduction)国であると、国連(資料1)、EU(資料2)等から非難を受けています。

提言：最高裁判所に対し、離婚後共同親権制度の制度改革に伴い、①子連れ別居を一律に違法とも適法とも判断しない運用を改め、実子誘拐(合理的理由なし)と緊急避難(合理的理由あり)とを峻別する運用とし、②合理的理由もないのに子を連れ去る親に対しては例外的に親権を与えない運用とすべき旨、提言します。

理由：

- ・現状、家庭裁判所の子の引き渡し・監護者指定の判断基準は、“諸般の事情の総合考量”とされる。しかしながら、諸般の事情の考量要素に、その子連れ別居自体が、違法(合理的理由なし)か、適法(合理的理由あり)かの判断はない(資料3、資料4)。そのため、実子誘拐により作出された監護状態であっても現状維持の根拠となり、子の引き渡し等を認めない判断が多く、親権獲得等の手段として利用されている。
- ・合理的理由の無い子連れ別居(実子誘拐)は、子からみれば、合理的理由のない環境の変化であり、生活環境、人間(友人)関係、教育関係等の変更となり、それが唐突に発生することにより子の心身への虐待となる。更に、引き離された親の人権を侵害する。
- ・実子誘拐により形成された監護状態を維持する判断は、子の利益に反する行為により形成された監護状態を追認するものであるから、誤りである。
- ・①現状、実子誘拐規制は存在せず、実子誘拐規制のための立法の目途もないこと、②子の引き渡し強制執行に実効性が無いが、親権を与えないことに強制執行は不要であること、③裁判所の運用の変更には立法が不要であること、④離婚後共同親権化に伴う運用の変更とすれば良いこと、以上①～④の理由により、スムーズに導入が可能である。

参考資料 資料1：国連人権委員会総括所見 CCPR/C/JPN/CO/7 (抜粋)

資料2：EU 実子誘拐非難決議日本語訳 (抜粋)

資料3：最判 H051019_連れ去りを適法とした最高裁判例

資料4：最高裁判所事務総局家庭局：子の連れ去りに関する問題提起議事録
(実子誘拐 - 「子供の連れ去り問題」——日本は世界から拉致大国と呼ばれている - 2020/11/25 より)

資料 1

2022年11月4日に、国連自由権規約委員会から、日本に対して示された総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/7) には、以下のことが記載されている。

44 児童の権利 ... 委員会は、国内及び国際的な実子誘拐 (parental child abduction) の頻発と、締約国による適切な対応の欠如に関する報告を受け、懸念を抱いている。

45. 締約国は以下をすべきである

.....

(b) 法律を改正し、子を家族から離す明確な基準を確立し、それが正当かどうかを判断するために、全ケースに強制的な司法審査を導入し、子及び親の意見を聞いた上で、子の保護と子の最善の利益のために必要な場合にのみ、最後の手段として子を親から離すことを確実にする

(c) 実子誘拐 (parental child abduction) の事例に適切に対応するために必要な措置を導入し、子の監護に関する決定が、国内であれ国際であれ、子の最善の利益を考慮し、実際に完全に実施されることを確保すること。

原文：

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FC%2FJPN%2FCO%2F7

訳注：括弧内の英文は、原文の対応箇所を意味する。

資料 2

2020年7月8日に、欧州議会において、賛成686、反対1、棄権8票で採択された、日本における国際的・国内的実子誘拐に対する決議 (International and domestic parental abduction of EU children in Japan、以下「EU決議」という。)には、以下の記載がある。

1. 日本における実子誘拐 (parental child abduction)と、関連する法律や司法決定が全国的に施行されていないという事実による結果として苦しんでいる子どもたちの状況について、懸念を表明する。日本にいる欧州連合市民の子どもたちが、自分たちの権利を守る国際協定の規定による保護を享受できなければならないと勧告する。
2. 欧州連合の戦略的パートナーたる日本が、子どもの誘拐 (child abduction)の件において国際法規を遵守する気がない様子である事に遺憾を表明し注目する。たとえば、1980年のハーグ条約に基づく子の返還に関する手続など、日本および関連国のその他の裁判所から言い渡された決定が日本で効果的に執行されるように、国の法的枠組みを改善する必要があると勧告する。
3. 子供達のための人権原則は日本政府による国家的行動に依存しているという事実を強調する。多くの立法および非立法措置が、両方の親に対する子供の権利を保護するために、ことさら必要であることを強調する。日本の当局に対し、連れ去られた親に裁判所が認めたふれあいと訪問権、およびそのような親が日本に居住する子供たちとの有意義な接触を維持する権利について、効果的に執行するよう要請する。これらの決定は常に子どもの最善の利益を念頭に置いて行われるべきであることを強調する。
4. 時間の経過が子どもにとって、また子どもと連れ去られた親の間の将来の関係に長期的な悪影響を及ぼす可能性があるため、子どもの誘拐事件 (child abduction cases)は、迅速な対応が必要であることを強調する。
5. 実子誘拐 (parental child abduction)は、子どものウェルビーイングに害を及ぼすことがあるとともに、長期的に有害な影響を与えることがあるという事実を指摘する。子どもの誘拐は、子どもと誘拐被害親の両方にとって精神障害の問題をひき起こすことがあることを強調する。
6. 1980年ハーグ条約の主たる目的の1つは、子ども達の誘拐 (their abduction)の直前の常居所たる国への迅速な返還を確実なものにするための手順を確立することにより、実子誘拐 (parental child abduction)の有害な影響から子ども達を保護することであることを強調する。

原文：https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2020-0182_EN.html

訳注：括弧内の英語は、原文の対応箇所である。